

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

上場株の譲渡損

Q : 私は、昨年上場株を譲渡して損をしました。この損失はどうしたらいいですか？

A : 確定申告をして、損失の繰越をしてください。

【解説】

上場株の譲渡損がある場合は、次のようにするといいでしょう。

① 源泉徴収口座が損失になった場合

源泉徴収口座での年間取引が損失になった場合、そのままにしておくとその譲渡損失は切捨てになってしまいますので、こうした場合には、確定申告をして譲渡損の繰越控除の手続きをしておくといいでしょう。そうすれば、翌年以後3年間にわたってその損失の繰越ができ、その間に譲渡益が出れば、その譲渡益と通算することができます。

② 源泉徴収口座が損失、その他の口座は益が出ている場合

源泉徴収口座が損失、その他の口座は益が出ている場合には、確定申告をするといいでしょう。そうすれば、源泉徴収口座の損失と他の口座と損益通算ができ、納税額が減少することがあります。

③ その他の口座が損失、源泉徴収口座は益が出ている場合

源泉徴収口座は益が出ているが、その他の口座は損失という場合は、確定申告をするといいでしょう。そうすれば、これらの損益通算ができ、税金が還付されたり納税額が減少することがあります。

